

保護者様

藤沢市教育委員会

感染拡大に伴う市立学校の夏季休業明けの教育活動について

日頃より本市の学校教育にご理解ご協力をいただき、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、感染へのリスクが高い状況が続いておりますが、本市では、感染予防対策を強化するための措置をとって教育活動を進め、学びの保障を図ってまいります。

学校再開にあたって、感染拡大を防ぐことが重要であるため、当面の間、感染リスクのある学習活動や行事については停止し、身体的距離をとって行うことができる活動のみ実施を可能としています。また、各ご家庭においての健康観察については、これまで以上に詳細に行っていただくよう、何とぞご協力をお願いいたします。

以下に示す、夏季休業明けの教育活動についてご確認いただき、各ご家庭においても感染防止対策の徹底について更なるご協力をお願い申し上げます。

なお、これらの対応は、この先1ヶ月間程度と想定しておりますが、感染状況により、対応が変わる際には再度お知らせいたします。

1. 教育活動の実施について

- ・9月1日（水）から3日（金）までは、午前授業とします。
- ・給食については、小・特別支援学校は予定通り3日から実施し、給食終了後下校となります。中学校については、給食を予約している生徒は、給食を食べてから下校することを基本としています。なお、小学校については、3日の午後、児童クラブが開所するまでの間については、対象児童を学校で受け入れる措置をとります。
- ・通級指導教室（ことばの教室、すまいる、国際教室）については、9月13日（月）から指導開始といたします。

2. 感染症予防対策の強化・徹底

- ・ウイルスを学校内に持ち込まないよう、児童生徒に発熱や風邪症状等がある場合は登校せず、自宅で休養してください。必要に応じて医療機関を受診してください。毎朝、家庭での検温と「健康調査票」への記入を必ず実施してください。学校では、児童生徒が持参した「健康調査票」を教室に入る前に確認します。
- ・学校内での感染が拡大しないよう、3密（密集・密接・密閉）を避けること、特にリスクの高い5つの場面の回避、身体的距離が確保できない際のマスクの適切な着用（あわせてマスクができない児童生徒への配慮も行うこと）、手洗いなどを児童生徒及び教職員に指導いたします。
- ・児童生徒の座席については、引き続き、可能な限り距離を確保します。

3. 健康観察及び出席停止に関する確認事項

- ・児童生徒の同居家族に対する健康観察について、同居家族に発熱や風邪症状等がある場合も、児童生徒を出席停止（欠席の扱いをしません）といたします。詳細は、健康調査票及び健康調査票説明書をご確認ください。
- ・同居家族が濃厚接触者となった場合、濃厚接触者の健康観察期間が終了するまで、児童生徒を出席停止といたします。
※藤沢市立学校以外の保育園、幼稚園、高等学校等の取り扱いについては、保護者から各所属先に確認いただきますようお願いいたします。
- ・学校での健康観察の結果、発熱や風邪症状等がある場合は、保護者にご連絡し帰宅させます。必要に応じて医療機関を受診くださいますようお願いいたします。
- ・重症化のリスクの高い児童生徒については、今後の登校について、あらためて主治医とご相談のうえ、ご判断ください。
- ・感染への不安により登校を控える場合は、出席停止扱いとします。

4. 学校が感染者を把握した場合

- ・1人の感染者が判明した場合、消毒の実施や濃厚接触者を特定するまでの間は、原則として当該感染者の学級を学級閉鎖とします。その他、学級以外に感染が拡大している可能性のある場合は、その状況に応じて学年閉鎖や学校全体を臨時休業とすることがあります。学級閉鎖等の期間中は外出を控え、手洗い等を徹底するなど、ご家庭におきましても感染拡大防止に向けたより一層のご協力をお願いします。
- ・学校が児童生徒の感染者を把握した場合は、学校から家庭に対し「すぐメール(連絡メール)」等でご連絡いたします。
- ・学校再開の時期等については、随時「すぐメール(連絡メール)」等でご連絡いたします。

5. 感染者又は濃厚接触者等の対応について

- ・新型コロナウイルスに感染した場合は、感染者は原則として保健所等が、療養期間終了を確認するなど登校を認めるまでの間は、出席停止とします。
- ・濃厚接触者となった場合は、学校又は保健所から連絡があり、保健所の健康観察期間が終了するまでの間は、出席停止とします。出席停止期間中の家庭学習については、学校から別に連絡があります。

6. ご家庭に対応をお願いしたいこと

- ・次のような場合には ① 症状が出始めた日 ② 受診した医療機関名と受診日 ③ 診断名などの医師の指示について、必ず学校にご連絡いただきますようお願いいたします。

A：児童生徒又は同居家族が新型コロナウイルス感染症の検査(PCR検査等)を受ける場合

B：「A」の検査結果が判明した場合

C：児童生徒及び同居家族が濃厚接触者又は感染者となった場合

- ・感染拡大防止の観点から、感染状況を検討し、下校時刻を繰り上げる場合があります。その際に、児童（小学生）については、引き取りをお願いすることがあります。
- ・マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することが重要です。また、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされています。

7. 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する留意点等について

- (1) 学校では、新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、次の点について指導しますので、ご家庭でもご指導くださるようお願いいたします。
 - ・接種については、強制ではなく、個人の判断が尊重されるべきであること。
 - ・周囲の人たちにワクチンの接種を強制してはいけないこと。
 - ・身体的な理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいること。
- (2) 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠席等の取扱い
 以下の場合、学校に申し出てください。
 - ・接種の為、学校を休む場合は、出席停止扱いとなります。
 - ・接種の為、遅刻又は早退する場合は、出席扱いとなります。
 - ・接種後に体調不良によって休む場合は、接種に伴う副反応であるかに関わらず出席停止扱いとなります。

8. 学校給食及び昼食

配食における衛生管理、一時的にマスクを外すことを伴う喫食の場面において、あらためて細心の注意のもと出来る限りのリスク低減に努めます。各校の施設設備等の状況も踏まえ、引き続き感染防止策を徹底したうえで、次のとおりとします。

- (1) 給食献立（小学校）
 - ・配膳する人数や皿数に配慮した献立とする。
- (2) 準備・配膳
 - ・配膳に先立って教室の換気を行い、手洗いを徹底する。
 - ・配膳台をきれいに拭き、消毒する。児童生徒の机も清潔に管理する。
 - ・小・特別支援学校において給食当番は、白衣、マスクを必ず着用する。
 白衣、マスクは、週末には必ず洗濯し、殺菌のためにアイロンをかける。
 - ・食品に素手で触れないように注意する。
 - ・児童生徒が間隔を空けて並ぶなどの工夫をする。
 - ・小・特別支援学校の配膳については、できるだけ初めから盛りきるようにして、配られたものを減らすのは禁止とする。盛り切れず残った場合は蓋をしておき、おかわりは学級担任が行う。
 - ・中学校給食のおかわりの分配については、学級担任が衛生的に行う。

(3) 喫食時（児童・生徒）

- ・座席は同じ方向に向け、1メートルを目安に可能な限り間隔を空けて配置する。
- ・挨拶をしたらマスクを外し、黙食する。

(4) 喫食時（教員）

- ・児童生徒と対面しないように工夫（横向き・同じ向きなど）をして、十分な距離（概ね2m程度）を確保する。
- ・クラスの前方で喫食する場合で、十分な距離の確保が難しい場合は、ビニールカーテンなどにより確実に仕切る。
- ・教室のスペースや、クラスの状況により、可能であれば児童生徒の後方で喫食する。

(5) 片付け

- ・食べ終わったらマスクをして、自分の牛乳パックの処理をおこなってから、食器の片づけをし、手をよく洗う。
- ・牛乳パック・ストローはリサイクルとする。（学校の状況により、廃棄とする場合もあります。）

(6) 給食費の取扱い

感染拡大防止のための学校全体の臨時休業、学年閉鎖、学級閉鎖や、次の理由により出席停止となった場合には、期間中の学校給食費はいただきません。

- ・児童生徒・同居家族が濃厚接触者となった場合と、児童生徒の同居家族が新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査、抗原検査）を受ける場合
- ・海外からの帰国による自宅待機期間中にあたる場合
- ・児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

(7) 中学校給食の予約取消及び返金について

- ・9月1日（水）～10日（金）は、各学校の日課が変更となります。この期間、中学校給食を予約している生徒は、給食を食べてから下校することを基本とします。なお、給食のキャンセルを希望する場合の予約取消及び返金は、次のとおりです。

9月1日（水）～7日（火）

：給食を食べない場合は、後日予約システム上で返金します。

9月8日（水）～9月10日（金）

：保護者が各自予約システム上で予約をキャンセルしてください。

（キャンセル操作をしなかった場合、給食を食べなくても返金はありません。）

9月8日（水）の取消期限：8月31日（火）13時

9月9日（木）の取消期限：9月1日（水）13時

9月10日（金）の取消期限：9月2日（木）13時

(8) その他

- ・その他、感染への不安により登校を控える場合の給食費の取扱いなど、ご不明な点は学校給食課までお問い合わせください。

9. 学習活動について

(1) 以下の活動は、当面の間見合わせます。

- ・学級を越えて児童生徒が接する活動（学年集会、合同体育、休み時間等も含む）

- ・ペア学習やグループワーク、グループで行う実験・観察等
- ・身体接触を伴う活動
- ・調理実習

(2) 以下の活動は、距離を確保できる場合のみ十分感染症対策を講じて行います。

- ・合唱（マスクを着用し、前後左右2mとり、同方向を向く）
- ・リコーダー、管楽器等（前後左右確実に2m以上で同方向を向く）
- ・体育（前後左右2m以上とれる活動のみを行う）

(3) その他、活動に際しての感染症予防対策

- ・授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、児童生徒同士の間隔を可能な限り確保します。
- ・発表や意見交換を伴う活動は、ICT機器を活用することやワークシートに記入するなど工夫して行います。
- ・運動時は熱中症や身体へのリスクを考慮し、マスクは着用せず、2m以上の距離をとって行います。

10. やむを得ず登校できない場合の学習について

学級閉鎖等の臨時休業や感染への不安から登校を控える場合など、やむを得ず登校できない場合には、家庭での通信環境や取り組む学習課題の内容などを考慮し、オンラインでの学習や、課題の配布等の手段を用いて学習の保障に努めてまいります。

ICTを活用する場合については、操作マニュアル等を別途配布しますので、ご家庭でのご協力をお願いいたします。

11. 学校行事について

運動会、体育祭、文化祭、合唱祭、授業参観は当面の間見合わせます。

保護者説明会等は十分な感染防止対策を施すとともに、時間短縮や2部制、座席配置の工夫、オンラインを活用するなど対策を講じて行います。

また、宿泊行事、遠足的行事は、学校と教育委員会と協議の上、延期等の判断について学校からお知らせいたします。

12. 部活動について（中学校のみ）

9月1日（水）から12日（日）までは、停止とします。

その後の活動については、改めてお知らせいたします。

13. その他

- ・感染者濃厚接触者とその家族、治療に当たる医療従事者等に対する偏見や差別、またSNSの投稿等を含めたいじめにつながる行為がないよう発達段階に応じた指導を行ってまいりますので、ご家庭でもご協力をお願いいたします。
- ・外出する際には、目的に合ったマナーや行動がとれるよう、ご家庭でご指導をお願いいたします。